

農業委員会議事日程

日時：令和8年2月27日(金)午前10時00分

場所：千曲市役所 302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
8. 議案第50号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への届出について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
10. その他

〔閉 会〕

◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 14 名
◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹主任

【 会議概要 】

滝沢局長	令和 8 年 2 月の総会を開催いたします。 はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
柳澤会長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで委員の出欠等について事務局から報告願います。
平塚次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。 日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りうと思 いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。 次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名することに、 ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。それでは、議長から指名いたします。 3 番： <small>かまだ けいこ</small> 鎌田 恵子 委員、4 番： <small>なかじま かずよし</small> 中島 一茂 委員の両委員をお願いいたします。 それでは、日程第 5「議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、 事務局から説明願います。
平塚次長	(説明)
議 長	説明が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結いたします。 「議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛 成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 47 号」は原案のとおり可決されました。 続いて、日程第 6「議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と いたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議長

質疑・意見をお受けする前に担当委員の現地確認結果の報告をお願いいたします。
なお、8番から10番案件につきましては、本日、譲受人である株式会社Kの代表者が見えておりますので、経過説明など求めたいと思います。15番案件の後に担当委員より説明をお願いいたします。

唐木委員

7番の唐木でございます。

2月22日に北原推進委員と現地確認をしてまいりました。場所は、国道打沢の交差点を屋代駅方面に北へ上がっていきまして、ミマス工業さんって今やってないんですけど鉄工所があるんですけど。そこを東に100mほど入っていった畑になります。

これは母親名義の畑に息子さんが住宅を新築したいということでの5条申請ということでございます。

北側は農地となっております、ここは所有者の同意があるということで、北側は土留めの擁壁を入れると。東側は元々その母親名義の畑になっておりまして、ここは法面を斜めにしていくということで土砂の流出を防止する。南側・西側は土留めのコンクリートがあるということでございます。排水は、汚水は公共下水道、それから雨水は地下浸透ということで特に問題は無いということで判断いたしました。

続いて2番3番は同一の議案になります。場所は北国街道の打沢神社に入っていくちょうど角の道路を南へ向かって左側の角地になります。元々住宅が建っているところに、息子さんが解体して新築するというのがそもそもの申請なんですけれども、その際に、実は平成8年に増築をした部分が実は農地の転用をせずに、本人は宅地内と思って建設したところが実は農地だったんです。

ということで、顛末書が出ておりまして。それが2番目の事案になるんですけれども。

新築に併せて農地を転用して拡張するという申請です。

3番目は、同じ敷地のちょっと離れた場所になるんですけれども、取り付け道路として使っている部分がこれも平成8年に新築した際に取り付け道路を作って使っていたところが、実はこれも転用しきれなかったというところが残っていたというような内容です。

既に使用から30年近く現状のまま使われているということ。それからそれぞれに対して所有者の顛末書等も付されているということからですね。もはや引きずるほどの理由は無いですということで北原推進委員とともに、やむを得ないだろうという判断に至っております。

続いて、4番ですね。

小島地区の満照寺さんというお寺さんがですね、すぐお寺の入口にあります空き地というか一応登記上は田ですけども、そこを駐車場にしたいということでの申請です。

こちらは2面が道路。2面が住宅が既に建っており、住宅の方は既にコンクリートによる土留めがあり敷地全体はアスファルト舗装をするということで特に土砂等の流出は無いですということでございます。

隣接地はもう農地はございません。ということからこの駐車場のための転用許可は問題無いだろうと判断いたしました。

続きまして5番目。杭瀬下地積の事案です。

場所はシルバー人材センターの建物のちょうど西側になるんですけど。これも母親名義の畑に娘さんが住宅を新築したいという申請になっております。

現地確認に行ったときに所有者さんとお会いできまして、一通りお話もお聞きました。

設置の西側の他人名義の畑の方は申請書には書いてないんですけども。しっかりと擁壁を設置すると仰っておられました。汚水は当然下水道。雨水は地下浸透というようなことで、こちらも特に問題は無いだろうと見て参りました。

続いて6番目。

新田地積の分譲地の申請ということで、これは12月に一度申請上がったものの事業計画が既存の建物をどうするんだとか、農業用倉庫があるけど何もその記載がないとか。ということで再申請を求めたものだったんですけども。

それに対して事業主の方から計画を変更したということで今回申請上がりまして。元々既存の建物は、その事業の倉庫として活用するから撤去はしない。元々4戸の分譲予定だったものを3戸に減らすと。農業用倉庫は撤去するというので。3戸に減らして改めて申請しますということでの今回申請です。

前回はそうだったのですが、隣接地の農地所有者さんとは同意は得られており、下水道関係、雨水の関係も問題無いということで今回は申請通り許可しても問題無いだろうという判断をいたしました。以上でございます。

議長

続いて7番目。

櫻井委員

はい。25日午後1時に中島委員と瀬下推進委員と共に現地確認してまいりました。

場所は、滝沢食品株式会社の東側であり、国道18号から少し東が入ったところです。

現状は雑草が繁茂しており、しばらく耕作していないようです。雨水は地下浸透排水であり、事業計画もしっかりしており別段問題無いと思います。以上です。

半田委員

14番の半田です。

11番案件についてですけども、2月24日に担当農業委員と推進委員で現地確認を行いましたのでご報告いたします。

場所につきましては、土口妻女台団地から400mほど東へ行ったところで、畑を駐車場にする転用目的の申請です。申請地の周辺は、北西部に畑。北東部が道路および宅地。南東部は宅地で南西部は2.5m幅の道その奥は水路になっています。南西部は1m幅の防草シートを敷いて土砂等の流出を防ぎ、雨水については雨水浸透処理を行うということです。

隣接農地耕作者の同意も得ていますので問題無いと思われます。以上です。

長浦委員

13番長浦です。

それでは12番案件についてご説明申し上げます。

この案件につきましては追認というふうになっておりますが、現地確認は近藤推進委員さんそれから横嶋推進委員さんと3人で2月22日に行いました。

本件の場所ですけども、倉科石杭の堤から、森の展望台公園に向かって進んでいく中間地点に渡辺鉄工さんの工場があるんですけども、この工場の南側に駐車場があったんですが、農地転用してなくて駐車場として使っていて、実際に農地を取得する。駐車場の土地を取得するという時になって、やってないのが分かったということです。

土地の所有者は亡くなっていて相続になっている土地でございます。

現況ですけども、駐車場の東側は山林、南側は住宅、西側は道路。そして北側は鉄工所の工場敷地になっております。

本来であれば、正式に農地を取得したときに、5条申請をしてあれば問題なく申請が通った農地だと思います。というのは日照が悪い農地であって、作物を作るにしても不利益地であると。

それから追認要件としまして、鉄工所をはじめ近隣から苦情が無いということで環境に影響の無いという判断をしまして追認してもいい案件ではないかという結論に達しました。

その中でちょっと事務局にものを言いたいんですけども。

実はこれ、案内図を私達にもらったわけなんですけれども。案内図っていうのは場所を示す赤印を付けるようになってはいますが、そういったものがなかったんで、最初我々3人はどこなんだ場所は？というような話になってしまいました。こういった案件については、配る前によく書類を見て配っていただきたいと思います。以上です。

大島委員

12番の大島です。

22日の日に農業委員の太田さんと現地確認をしたので報告いたします。

13番案件はですね。八幡のファミリーマートから北側40～50mのところを左に曲がって西側へ300m行った左側の田んぼです。その一部を買って住宅の新築を目的とした申請です。

北側・東側は市道。西側・南側は田んぼですが、譲渡人の田んぼのため問題ありません。

また、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続予定であり問題無いかと思います。

現地確認また書類の精査結果問題無いと思われまます。以上です。

竹澤委員

10番竹澤です。

23日の日に本道委員、大谷推進委員と確認し、現地調査の結果を報告します。

場所は更級小学校から姨捨方面に向かって途中で羽尾第四区公民館があるんですけども。そこから50mぐらい上がった右側にあつて、これは大正時代に、何か記念日の建てられたところを今回11月に撤去したということで、そこが元々畑の状態だったものを撤去したところを今度庭にしたいっていう申請です。

これも本人の方から顛末書が出ていますので、特に問題無いと思われまます。以上です。

中島委員

4番中島です。

23日の日に関係農業委員・推進委員さんと現地調査をした結果を報告いたします。

場所につきましては、千曲線沿線の内川地区にありますセブンイレブン戸倉内川店の西南方向約60mにある千本柳地区内の四方が宅地に囲まれた畑です。

この畑の東側に隣接している申請者の母親が亡くなっておりますが、住宅を取り壊し、建設中のアパートの駐車場および収納ボックスを建設する申請です。

申請地の四方が宅地であり、雨水は地下浸透、西側と北側の境に土砂等の流出を防止する土留めを施工。東側と南側は擁壁が施工されており問題無いかと思います。以上です。

議 長

現地の報告が終わりましたので、以上の案件につきましても質疑・意見をお受けいたします。何かございましたら挙手願います。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありましたので進行します。

質疑・意見を終結します。「議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

それでは、8番案件から10番案件につきまして、株式会社K様より説明を求めたいと思います。

(株式会社K様入室)

株式会社K

失礼します。

北村主任

本日ですね、8・9・10番案件になります株式会社Kさんの件につきまして、ご説明ということで来ていただきました。

色々お話いただければと思いますので、お話いただいた後に事前にお配りした資料、いくつかあると思うんですけども。それを踏まえてお話聞いた中で質疑事項等ありましたら、ご質問いただければなと思います。

株式会社K

宜しくお願いします。株式会社Kです。

建設業、足場などの仕事をやらせていただいております。この度、本当にご迷惑ご失態を本当に申し訳ありませんでした。

7年前にTさんから譲り受けた父親名義の土地を勝手に埋めてしまい、今アスファルト状態にしてしまったことご無礼ご失態本当に申し訳ありません。

ちょっと言葉足らずなんで文章にまとめてきました。今後のこととこれからのことを聞いてもらいたくて読ませてもらいます。

忙しい中、このような時間をいただきありがとうございます。

これまでの数々の御失態とご無礼、本当に申し訳ありませんでした。

これまでは農地を守るべき大切な資源であることを十分承知していませんでした。

ですが、この7年いろいろな勉強をさせてもらい学んだことがあります。

今後は地域のこと、周辺農地の影響を与えないよう最大限配慮して行動していきたいと思っています。

今後の計画として、父が所有する農地を活かし、同級生である地元の「の音 WINE s」のY君のノウハウを学びながら、会社を挙げて農業に力を入れる所存です。

そのためには、どうしても人間の確保今いる社員の安全確保をするためには、どうしても南側の土地が必要です。南側の土地の承諾をどうか宜しくお願いいたします。

K行政書士

皆さんこんにちは。初めまして。私長野市で行政書士を営んでおりますKと申します。

今日はこのようなお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、私の方からもお詫びを申し上げたいと思います。

今から7年前でございますけれども、今、お話がありました社長さんのお父さんが購入されました農地を農業委員会様の転用許可をいただかずに無断で資材置き場に転用してしましまして、今日までずっと使い続けてきてしまったこと、本当に申し訳なく、遺憾でございます。

本当に申し訳ございませんでした。改めて深くお詫びを申し上げます。

私がお話を伺ったのは、昨年（令和7年）の10月20日でございます。

この案件につきましては、既に今は亡きKさん土地家屋調査士、行政書士さんの方で今回の株式会社Kさんがずっと現在地に本拠を構える前段から携わってこられました。事前に事業の経過報告書ということで皆さんのお手元にあるかと思っておりますけれども。今まで聞いた範囲のことを一つの経過としてまとめさせていただきました。もし誤りがあればまたご指摘をしていただきたいとは思うんですけども。

それまで株式会社Kさんはご実家のある森地区で土地を借りて、資材置場としてこの事業を営んでまいりましたけれども、やはり鉄鋼資材も増えるということから、場所も広く必要になるということで、平成29年の3月に現在地を5人の農家の方から農地を譲っていただいて、鉄骨資材を置ける本社機能を持った土地を確保させていただいたというわけです。

そして、29年の4月にすべて株式会社Kさんで所有権移転登記をさせていただき、現在地に店を構えました。もちろん開発行為の許可もいただいてございます。

そして、こちらの資材置場で事業を重ねているうちに資材がどんどん増えてまいりました。

やはり日々事業は生き物で動いておりますので、その中で、資材置場の中で、ユニックから資

材が崩落するという事故が発生してしまい。これはもう大至急置場を確保しなきゃいけないという必要に迫られる事態になりました。

ちょうどその頃、今お話がありましたTさんの方から、土口の農地と土口の田んぼだそうですけど。こちらを一緒に買って欲しいというご依頼があって。

お父さんであるKさんの名義で取得する手続きをK行政書士さんをお願いしたようでございます。そして、その許可をいただいて、所有権移転ができたんですけども。その間に市町村との認識のずれもあって、既にその西側隣は鉄骨資材を置いた資材置き場になってた訳です。

そして、今回Tさんから取得させていただいた土地はその東側に隣接し地続きであったということと、当然資材を置いてもいいという許可をもらっているものだとばかり思って最初に置いてしまったようです。溢れた資材の置き場がなくて当面置かしてもらおうかとすぐに動かすという予定であったようでございますけれども、その後、事故も起きたりそれからどんどん事業用地を確保する上で駐車場が無くなったりということで、スペースが非常に無くなってしまったと。そういう中で今回そのままいつか動かせばいいかということで動かさずにずっと使い続けてきてしまったものでございます。

大変認識不足と、またその当時の行政書士さんとの連絡がうまく取れてなかったところもあって、このような状態になってしまいました。

その後もずっと南側の農地についても今社長本人からお話ありましたが。令和2年に2筆、それから令和4年に1筆で、いずれも南側の農地の方、Kさん、Aさん、それから最後は長野市のTさんという方から使ってくださいというお願いがあって。これは社長さん個人で農地としてお買いになったのですが、やはり社長さんとしても、せつかく求められた農地を何とか有効利用したいと。しかし自分には農業のノウハウもないし、できないという中で、今まで何もできない状態でおったわけです。

それでお話のあった南側の農地につきましても、東側に擁壁を設けそれから南側の市道の方にも擁壁を設けたというのも、土砂や雨水排水が流出するのを防ぐため、土地が低かったということもあってやらせていただいたもので、それも事前に施主さんの記憶からでも実際に当時の記録から見ても、令和4年ごろ実際に農地を取得した後で擁壁をやらせていただいたのですが、市の方にも事前に連絡を取ったというふうに記憶はあるようです。

いずれにしても、区画形質の変更でもないし農地の現状変更ではないという判断の中で、近隣の農地とそれから市道に水が出るのを防ぐための措置としてということでございます。

いずれにしても父親の土地にしろそれから南側の農地にしろ、正式な農業委員会様の転用許可はいただいておりません。現在に至るまで当初手かけたK行政書士さん並びに土地家屋調査士さんにつきましては、令和6年の5月27日にお亡くなりになっております。

そしてそれを受けて、またWさんという少しお若い行政書士さんが令和6年の2月に今回の東側のKさんの無断転用してしまった農地について改めて正式な許可をいただきたいということで転用申請を出さしていただきましたが、その後委員会にもかけていただいたとは思いますが、正式な決定をいただいていない状況でございます。

その間途中で8月に顛末報告を出し、令和6年12月にもう一度総会にかけさせていただいたという経過もございました。その辺も含めて、私の方で事業報告の方には一通り記入をさせていただきました。

私が前段に戻りますけども、去年の10月20日に初めてこのお話を聞いたときに、いや、大変なことしてしまったんだなっていうのは第一印象でした。農地を無断で転用するというのは勿論、農地法違反です。農地法違反は皆さん方ご存知のように、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金にあたり、大変大きな犯罪でございます。

これをこのまましてしまったというのは本当に申し訳ない限りでございますけども

これにつきまして、実際にKさんが今やってらっしゃるあの事業については、どうしても資材置場として必要な土地でありますし、また南側の農地も私も度々この依頼を受けてから現場を見させてもらいましたけども、もう資材に溢れなおかつ6人の従業員さんの車それから大型トラック5台これが常に出入りしている状態です。そしてかつてのように事故もあつたりもしま

した。これではお客様が来ても、車を停めるスペースがない状態が続いております。いつ事故が起きてもおかしくない。

労働基準監督署の方からも何とかしろという是正措置も来ているというふうにお聞きしました。

で、自分で求めた土地であるので、何とか一つ有効活用したいという社長さんのお気持ちも分かりましたので。過去の経緯もあると思いますけども、私もこの案件をお引き受けることにしました。

その結果、自分が関与してない部分についてまで、平成29年からずっと調べあげた結果がこれでございます。

何とか一つ皆様方の寛大なご趣旨を持って、この案件つまりお父さんの土地を取得して無断転用してしまった場所とそれから南側でご本人が取得された農地について資材置き場とその延長並びに社員、それから来客用の駐車場、そして社員確保のための社宅、これだけを作らせていただきたいということで一瀉千里でありますけれども、①②③という三つの案件を事務局の北村さんの方へ事前にお伺いをした結果、後から小出しで出すよりも、今ある計画を全て出していきたいという中で、今回、全ての案件を出ささせていただきました。

これについてぜひとも一つ。相撲ではございませんが土俵に上げていただきたい、何とか一つ審議していただきたいということをお願いしくて今日参加させていただきました。

本当に貴重なお時間をいただいて申し訳ございませんが、過去については本当にお詫びを申し上げますし、皆さん方でお決めいただいたペナルティについては、社長もお受けするという気持ちでおりますので。どうか一つ、この三つの案件をたたき台として、ぜひ審議の場へ上げていただきたいと思います。

農地は農地で、さっき社長からもありましたが、お父さんから受け継いだ農地もでございます。そちらはしっかり友達のアドバイスを受けて農地として守っていきたいというお気持ちもございます。ですがここはもう東側がヤマト運輸さんの駐車場になっております。

北側は土木管理総合事務所の駐車場になっております。そして西側も住宅ができております。南側に残った社長さん本人の農地についても千曲市道を隔てた南側は既に資材置き場と住宅になっております。わずかに残っているのは、東側にNさんが持っている野菜畑だけです。

従いまして、ここは何としても、やはり土地の有効活用という意味からも、ぜひここは社長さんの思いを認めていただいて転用して使っていただくことを是非ともお認めいただきたいと切に思う次第でございます。

ご質問等ございましたら私のわかる範囲でお答えをしたいと思いますので、ぜひ一つ。

ご審議のほど宜しく願いいたします。

重ね重ね、無断転用した上に厚かましく願いをして本当に申し訳なく思っておりますけれども、どうか一つ宜しく願いいたします。

議長

はい。この際ですので直接お聞きしたいことがありました挙手願います。

半田委員

今回、事前に資料をいただいた経過報告の中の話なんですけども。この中で3ページ目ですね。3ページのところの令和6年4月頃というのがありますね。農業委員様とありますね。

この辺の関係については、多分ですね。私がちょっと担当していた訳ではないんですけれども前の担当者は平林さんですが。

2月13日に見には行っているのですが。あそこの場所ですね。そのときにはもうしっかり擁壁は出来ていて。南側の土地についても擁壁がしっかりできていたんですよ。

それも、本当にポールが立ってもいいようにちゃんと穴が開いた擁壁になっていまして、頑丈なのですね。そういうような状態でありました。

てことは、申請する前からもうこれはできていたんじゃないかと。

K行政書士

今、冒頭で申し上げた通り、擁壁は令和4年です。その後で事実が分かりまして。

令和4年の2月に先程申しました令和2年の2筆で、4年にもう1筆、南側の農地を取得させていただいた後に、市の方に一応連絡を取った上で、東側・南側の擁壁は、令和4年4月に完成しております。ということで6年度には出来上がっております。

半田委員 2月の13日に委員会の方で、南側の方にも事前着工してんじゃないかという疑いが求められて。株式会社Kさんの方に依頼がいったんじゃないかなと思うんですが。これがずっとこのままで今回初めて南側については申請が出ている感じだと思いますが。あと、その下の令和6年の期日不明の…。※印のところです。そのところで南側の農地は盛土はしてないという…。

K行政書士 盛土はしてないです。

半田委員 前回2月の2日の時点では、(盛土は)してあるような話をしたと思うんですが、してないんですかね？

株式会社K 盛土は一切していません。

半田委員 畑としては使えるということですね。

K行政書士 はい。盛土はしていませんということですので。

半田委員 分かりました。

柳澤会長 じゃ私の方から、調べましたら、令和6年の2月の委員会の総会に案件が出ていました。許可ふそうということで、採決されている経過は確認しました。その後、今、半田委員のお話だとアスファルト舗装にされているというようなお話ですが、それはいつ頃やられたんですか。

K行政書士 東側の方ですか。

柳澤会長 多分、ヤマトさん側の駐車場。今回あがっているあの…。

K行政書士 1番ですかね。

柳澤会長 そうですね。細いところの部分が転用で上がってきたんじゃないかと思うんですけども。それが不許可となって。その後、そこはいつ頃舗装されたのでしょうか。

K行政書士 (平成)31年の4月です。

柳澤会長 ということは、令和前ということですよ。

K行政書士 取得したその後ですね。

鎌田委員 関連でいいでしょうか。先程の半田委員の質問と重複するんですけども。今回の南側の畑の関係なんですけれども。一番下段に南側の農地、今回、転用で5条申請されている部分の話なんですけれども。盛土をしてないというふうに記載されているんですけども。今回私ども事務局を通しまして要請したのは、2441の地番の施工、契約者と実施した施工内容ですね。契約書についてお願いしたいという中に、南側も含まれていたと思うんですけ

れども、それをお出しにならないのは、先程のように既に畑として使うには低い土地であるので、水を対策するためについていうようなお話でございましたけれども。

それにしても堅牢なもので、半田委員が申し上げたように、今まで資材置き場に敷設されているコンクリートの状況を見ましてこの時点で既に①②③については確認をさせていただきたいと思うんですけども。盛土をしていないという根拠を確認するためには外周の擁壁ですね。そのときの一連の工事の顛末の分かるものを再度提出していただきたいと思います。

していないとおっしゃられても中身が分からないので教えてください。

株式会社K

あれだけ基礎が上がっているということを言いたいということですか。

鎌田委員

言いたいというよりは、擁壁の厚みと先ほど半田委員が話しましたように、外周を見ると農用地に適用するための対策ではなくて、将来、資材置き場と準用するための構築であるというふうに感じております。ということで、それを見極めるには、契約書および施工工事内容の証明できる内容物を、2441の①の工事のここに添付していただきましたよね。それと同様の水準のものを求めます。

K行政書士

分かりました。それはもうすぐ用意します。

議長

他にございますか。

長浦委員

すいません。私隣接地の隣の地区で農業委員やっています。

この案件、それをいただいた後、現地確認をして色々質問事項を考えてきました。

それで、まず農地法の3条と5条の申請があって、3条申請については、農地を農地で取得して農地を維持していくという申請でございますが。(平成)31年の一番最初の案件につきましては、本来であれば3月14日に3条申請していると。もうその月の翌月には工事していると。

お父さんが土地を取得してやったのは息子さんだと思うんですけども。本来であればこれは3条申請ではなく、5条申請をあげてやってあれば問題なく農地転用できたと思われまして。

状況はちょっと詳しくないんですけど。だけどそのときにね。なんで3条で上げてあって3条取り下げたすぐ5条に変えればいけないかと。ましてやその緊急案件として事故があったというようなことであれば、農業委員としてもそういう重要なことがあったのならちゃんと正式に上げればね。もっと簡単な方法でできたんじゃないかと私は思います。

K行政書士

私もそこが一番疑問です。なぜK(行政書士)さんはそれをやらなかったのかなと。本人がこの世にいらっしやらないんで聞くことができないんですけど。どうして3条ではなく5条でやらなかったのかなと本当に思います。というのはすぐ隣が資材置き場になっていた訳です。

平成29年の段階で開発行為の許可ももらっていて、その2年後ですし、地続きなんだから当然5条でやるべきだったんですよ。なぜ5条でしなかったのか、本当にお墓まで追っかけて聞きたいですね。

滝沢委員

今、行政書士さんのお話で、Kさんが亡くなられてお墓まで行ってとおっしゃられましたけど、この令和6年8月23日の顛末書にね。

申請代理人の行政書士から、「農地法第3条の取得であるため、農地として耕作を継続するよう念を押されました。」と書いてあるじゃないですか。Kさんのことをそんなふうにおっしゃるのはいかがなものですか。

K行政書士

勿論そういう意味で言ったんじゃないかとどうしてなのかなという質問なんですよ。なぜ3条なのか。

滝沢委員 3条であるために耕作してくださいねっていうふうに社長さんのKさんの方には行政書士さんの方からおっしゃられていた訳でしょ。それだったら社長ね。耕作しないで資材置き場にするから変えてくれっておっしゃってもいい訳ですよ。

K行政書士 そうですね。やってくださいともう一度頼めばよかった。その後全然そういった動きがなかったことはありますね。頼まなかったのかもしれないけど本当に申し訳ない。明らかに両者の行き違いだったんじゃないかと思います。

議長 他にご意見ございますか。

長浦委員 すみません。引き続き、次にね。農地の南側は埋め立てしたいんじゃないかとか色々作ってるんじゃないかって問題になっているのは1番2番3番ですね。その土地について、これはあくまでも3条申請で取得していますよね。

K行政書士 はい。

長浦委員 そうすると、行政書士の立場で言えば、3条申請にしたものについては3年3作をやった上で、転用してくっっていうのは当然お話されているものだと私は思っている。ですが、実際に物を見るとね。令和6年の3月から4月って書いてありますよね。一番最後に取得してるのが令和4年1月13日に許可申請してる土地が、令和3年4年ごろ業者の勧めもあって掘削をしていると。この場合業者っていうのは、誰のどの業者が進めていることなのか、農地法違反の案件について業者が進めるんですか。どの業者が進めたんですか。

株式会社K 業者はお願いしてやってもらったんですが、自分の会社が元請でやってしまいました。

長浦委員 自社でやったってことですか。

株式会社K はい。

長浦委員 というのはね、農地法の3条及び5条について、当然、業者が申請人の農地法違反の物件について、業者がやった場合、保証期間のほう助ということで、同じ罪に問われることもあるんで。今お聞きしました。ですから、自社でやったってことであればそれはあれなんですけども。いずれにしても、申請をして農地を150日以上使用しますっていうことで3条申請してもらっておりますよね。3条申請の虚偽申請の場合は当然どうなるかっていうことを行政書士さんは分かってらっしゃいますよね。その場合は簡単に言うと、一番ひどい罪は虚偽申請であるから農地法3条の許可申請を無効にされて土地の契約実施を反故にされ現状復帰。場合によっては転用違反と同じ罰則も適用される。例えば簡単に言うと、罰金刑になった場合にね。受けた人は当然犯罪者として監歴簿に記載されて将来的に犯罪者っていう扱いを受けなきゃいけないし。また禁錮以上の刑にさせられるね。どうなるかって言ったら、建設業の許可。そっくり取り消しになりますよね。そういう重い罪だっっていうことをまずはご理解いただきたい。ですからそういう観点からね。もう少し説明聞かなきゃいけないんですけど。一番最後にね。いろいろ他の方も聞いてますからね。あれなんですけど。実はこの5条申請っていうのは、2月の13日に申請されてますよね。経過書の中では3月20日に改良区の意見書が出ていますよね。改良区の意見書っていうのは、5条申請の添付書類ですよ。添付書類の無いものがこれを強要してね。本来であれば受け付けられない書類を無理やり受けさせたのかね。それから改良区に対して、本来であれば、提出日に出さなきゃいけないものを遅れてしまった。

それを強要して遅らせたとか。そういう事実は無いと思いますけれども。

北村主任

本日、私の方から若干補足があるんですけど。改良区からも事務局にどういう内容なのかという相談が来ておりました。日付は遅れていますけども別に特段、申請者側からの何か動きというか、言動があったという訳ではなく事務局の方でこういう処理を進めるというふうに事務局とか改良区の方での手続きとなっています。確かに日付は遅れていますけど、問題無いということで私の方から発言させていただきます。

長浦委員

改良区に出す書類の不備で少し遅れる。だけれども申請だけを受け付けますという事例は過去にありましたんでね。

私も改良区の事務長をやったりしていて。行政書士さんからね。すぐ出さないのかと電話で怒鳴りつける業者さんもいますね。そういった事例があったのかどうか。

もしあったとすれば、ちょっとこの方が3条申請5条申請に対して、認識が足りなかったのかなということでそういう話になっちゃう。そうじゃないということで分かりました。

K行政書士

今回の南側の2筆につきましても2月18日付けで意見書をいただいております。

これについて差し支えないということで、前回についてもいただいておりますが5条ではなくて3条でと確かに今おっしゃられた通りです。

いずれにしても、皆さんがおっしゃるようにその時その時の必要な手続きを踏んでこなかったことが一番の原因でございます。

そのまま手続きを経ずに実行してしまったということが一番いけなかったことなんです。

本当にお詫びするしかないんですけど。今の現状がこうなっているってことをまずご理解いただいて、本当に今ご迷惑かけた状態のまま続いちゃってということですので、今回改めて3度目の正直ですけど。もう1回、2441の①を掲げさせていただいて、なおかつ南側の3筆についても正式な転用許可をいただきたいということでお出しした次第です。

長浦委員

続いてね。5条申請の関係なんですけれども。2446-1番と、それから2446のまだ地番が決まっていないんですがこれは今分筆中で地番が決まったら正式な数字が入ると思いますが、その中に事業計画の中で5番目の他法令との関係っていうのがあって、千曲市宅地開発等指導要綱に基づく手続きを同時に行いますって書いてあるんですけど、この手続きは行ったんですか。

K行政書士

はい。それも進めております。そもそも平成29年に資材置き場をやったときに、1,506㎡の開発行為の許可をいただいているんですけども、今回の2441それから南側へ延ばす資材置場もそれから社員の駐車場も含めて761㎡かな。これも新たに開発行為として申請手続き今やっております。それも同時並行で全て出させていただきます。

長浦委員

それからもう一つ顛末書がついている5条申請。一番最初の顛末書の中なんですけれども。

その中で、中段から申請内容の調書を確認しておらず、農地として利用しなければならないんで、どのようなものか戸惑っておりますという表記がありますよね。

これっていうのはもうこの表記だけで3条申請虚偽申請に当たる表現だと思うんですよ。

K行政書士

3条申請をやった後に分かったようなんですね。

長浦委員

3条申請のときには、お父さんがKさんを含めて4人で150日以上農業をしますっていう強調してますよね。ですけど、それはこういうふう書いてしまえば、この申請おかしくなっちゃいませんか？

ですから、顛末書として書く場合に、こういう文章は法律違反になるような文章を表記するのはまずいんじゃないかな。

もし書くのであれば、今の事故があつて、畑として使用しようと思つていたけれども、事故があつて中々できなかったと。私は意志はありました。でも出来なかったんですよ。そのように書いていただければね。顛末書を書き直していただければそういう問題は起きなかったのかなと私は思います。

あとは改良区の意見書を持ってね5条許可それが分かるように似たような表記ありますけど。本来は改良区の意見書は、土地改良法に基づく審査を行ったうえでの意見書である。5条申請に影響するものじゃないんでね。5条申請に影響を与えるような表現をされるとこれはまたこの申請にクレームをつけなきゃいけなくなる。申請内容をもう一度よく見直してもらつて、法律違反になるような文章があるかどうかね。それをもう1回見直してもらつて、書き方についても他にも指摘するところがあるんですけど書き方についてはね。法令違反になるようなものを顛末書に書くのはまずいのでそこは直してください。

それと顛末書の書き方としてね。経過をきちんと書いていただきたい。本来であればこの経過書の通りのことをもう少し文章要約して顛末書を書くものであつて、しかもこの顛末書には、3条違反について全然書いていない。実際には3条違反があるのでそれについてもお詫びしますというのには必要だなと私は思います。

もう一つはね、今まである転用違反の中でね。複数回の転用違反が重なっている案件で、非常に表現悪いんですけど悪質なものと解釈しなければいけない。

ついでに顛末書の書き方の中に法令順守は勿論なんですけれども。例えば、役職員一同ね。お父さんも役職員になつてると思うんですけども。役職員一同、法令遵守してまいりますと。

もし農地法含めて他の法令違反があつた場合は、行政指導に従います。異議は申し立てませんというぐらゐの文章が入つて初めて顛末書だと思うんです。ですから私とすればもう少し文章表現を直してもらいたいと思います。

議長

他にございますか。

山崎委員

すみません。社長さんにお聞きしたいんですが。

先程のご挨拶の中で私の聞き間違いがあるかもしれませんけども、最後の方で「これから同級生お友達と農業をやっていく」とつていう発言があつたんですが。そのときに南側の土地でつていう言い方をされたんですが。南側というのは2446-1と2447-1のことですか。

株式会社K

そこはそれをやるにあつて、社宅を作つたり、従業員の駐車場を増やしたいというので、やるのは実家もありますんで。

山崎委員

農業は、実家の森の方でやるということですか。

株式会社K

はい。

山崎委員

もう一つお聞きしたいんですが。2441番ですが、今どういう状況になつているのか。

例えば、ただ単に舗装がされていて、駐車場になつているのか、そこにもう建屋つていふか何か倉庫とかそういうものが建つているのか。

株式会社K

建物は建つていません。アスファルトだけです。

山崎委員

アスファルト舗装だけで物が置いてある状況。物はすぐ動かすことは可能ということですね。

北村主任

冒頭で私の方から申請者様の方からということで追加でお配りした資料があるかと思つます。その写真の中にあります。

山崎委員 どの辺なんですかね。

北村主任 右上の部分

山崎委員 はい。わかりました。

議長 他にございますか。

長浦委員 最後にね。散々悪いことばかり言って質問して悪かったんですけど。例えば今後ね。社長さんからもう一度法律をしっかりと守りますということと、また会社の中で社会貢献とかそういったことを実際にやっていくとか。そういう状況があれば、それを汲みした上で加味していかなければいけないと私は思っています。ですからそういうことがあった機会にお話しいただければと思います。

株式会社K ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか？

半田委員 2月2日にお話をさせていただいたんですけど。その席の議事録は無いのですか。あの途中までの話は生きているのですかその話は。

K行政書士 (生きていると) と思います。それを受けての今日の委員会だと思うんですね。

半田委員 あのときの途中までのですから、私の方で基本は現状復帰と。2441の方は元に戻すということで。

K行政書士 そこまではできない。今ある資材を動かして状態を見てもらった上で表面のアスファルト舗装を剥ぐぐらいまでなら何とかという話はしたと思う。

議長 直接のお話はよろしいですか。

唐木委員 すいません。ちょっと単純に色々な経緯はあったとは思うんですけども。単純な感覚というか感触として、やっぱり転用許可していろんな業者さんがね。宅地分譲するとか例えばですけど、色々事業計画を立てて、緻密にそういう計画立ててこういう転用をしたいっていうことを許可申請があって。それが止まっちゃうとやっぱり事業計画では中々後にずれたり、遅れていったり、それに関わる費用の面だとかいう色々そういう面もあったりするんでしょうけども。結局これ見ているとやっちゃまえてことでやっちゃったもん勝ちでいいんじゃないのっていうようなね。あまりにも軽い感じがするっていうのはもう否めないっていう。そういう気持ちはちょっと残りますね。

議長 大方のご意見をさせていただいたと思います。この後、我々だけの審議を実施したいと思います。よろしいですか。それでは株式会社K様の退出をお願いいたします。

(株式会社K様 退出)

議長 それでは当委員会としての審議をいたしたいと思います。先程の率直な気持ちなりご意見をいただきながらの話を進めたいと思います。私的にはですね。今回3件の申請が上がってるかと思うんですけど。

南側の2446-1他で社宅それから駐車場を構えたいという申請と2441の現在もうアスファルトの下になっているというやつを分けて考えたいかなと思うんですけどいかがでしょうか？

滝沢委員

私と中島農業委員さんと斎間推進委員の3人でこの現場を見ました。

現状、写真にも写っているように外壁はフェンスで囲ってありまして下はアスファルト舗装であって、鉄骨足場を入れる棚を鉄骨で組んであるんだよね。それは基礎をちゃんと打ってありました。

私先程申し上げましたように、行政書士さんに3条申請出すときに、3条だから農業もちゃんと農産物作ってくださいねって念を押されているにも関わらず、その年にもう既に施工してしまっていますよね。これはもう到底に見過ごすことはできないと思います。

ですから、この件に関しましては、かわいそうだけでも。若くてねまだ。やり手で。だけどこれはもう原状復帰をしてもらえないと思います。

それと、南側の土地に関しましては、申請を出して3条で申請出してるんですね。

それで、その内訳として、親父さんや奥さんの名前で農業をやりますっていう申請なんですよ。だけど、何年間か農業した形跡はないと思います。

それに関しましてはもう土留めも打ってあって。これはもうちょっとね、何となく法的にはとても長浦さんおっしゃるように、許されざる者ではないでしょうけれども。これに関しましては、致し方ないって言ったら申し訳ないけども。今回、何とか申請を許可してもいいんじゃないかとこれは私の個人的な意見です。

議長

担当委員の半田さんと鎌田委員の方からも現場の確認の報告をお願いします。

半田委員

まず8番案件のことなんですけど、これはもう令和6年2月に申請が出たものなんですけど。

そのとき資材置き場として使用するっていうことで出していたことから、顛末書と5条申請として出されております。それで問題はそのときの結論はですね。

まず、法人所得の土地。法人だということと、それに至るまでの経緯や宅地開発協議等の詳細の調査が必要ということと、また見ているときに申請地の南側の農地。今回出ている9番10番案件の土地ですが、事前着工しているように見られるということ指摘してる訳なんです。

それで事務局の方に確認をお願いしますということで議事は終わっていて。継続審議ということで判断してそこで終わりました。

次に、令和6年12月にまた2回目の審議が出まして、南側の農地については申請が出てこなくて、両方とも兼ね合いがありますので、両方での審議にすべきだということで、これも審議できないということでこれも継続審議ということで止まっています。

それから、こちらの方もその後の進め方として原状復帰となると大変お金のかかる話で、判断基準というのは、特にこの千曲市今までの経験で無かったもので。

担当地区委員とその当時の保木野会長、会長代理立会いで現場を見てもらったんですが、はっきりした回答が出ず。あと事務局さんの方では他の地区で罰則の基準ですか、そういうものがあるのかどうか、その辺の調査を依頼しましたが、最終的には千曲市で意見ありましたがそれは単純に資材を撤去して何とかなるような件で、そのような判例だけだったんですね。

それでこうなると基本はやっぱり原状復帰が筋だと思うんですけども。今回のように砕石が50cm、アスファルト舗装も5cmってやった上にそのまま使っているという。資材が置かれている状態なんですよ。

皆さんには大変ご迷惑かけますけども。審議の方をお願いしたいということになりますが、私どもの方では、はっきり言って判断が難しく。裁判官でないので分からないので、皆さんにご相談しているような感じなんですけども。お願いします。

北村主任

すみません。今の半田委員さんからのご説明の中で補足と共有ということでお話をさせていただきます。今半田委員さんからいただいたお話の中でその事務局の方にもいくつか確認事項があ

りましたということで。過去にですね、全く同じケースがあるかっていう訳じゃないんですけども法人の申請の方で、事業敷地として使ってしまったというような案件があるのかっていうのは確認の依頼がありましてご提示をさせていただいた経過もございます。

今先程その中に一点資材置き場の上物をどかしたケースというお話もありまして。もう一点ですね。新山の方だったかなと思うんですけども。今冒頭で申し上げた通りこの株式会社Kと全く同じっていうケースではありませんが、そちらの方も今回のように類似しているといひますか、舗装してしまったりとか塀も打っているというような案件につきまして、顛末書色々当時の委員さんと現場確認とか事情聴取をしていただいて顛末書で通ったという経過がありました。補足ということでご説明申し上げます。以上です。

議長

鎌田委員さんからどうですか。

鎌田委員

はい。半田委員さんから全ておっしゃっていただいたんですが補足としましては、今まで私ども、令和7年皆さんと同期でね。始まっておりますけれども、その前年から半田推進委員さんという立場に関わっていますし、私も令和6年の12月途中からではありますけれど。この案件に関わってきております。

その経過の中で、前保木野会長と小松代理、そして私どもの地元、それから事務局のその当時、宮坂さんが3月、昨年の令和7年の3月28日に現況確認にまいりました。

その折の話では、やはり保木野会長も前年踏襲、前例踏襲が基本だっということ、それは現況回復が本筋っということですね。

なんですけれども、そのときに基準っという話を出されまして。このような事案についてなければ、事務局に対して長野県もしくは農業会議などのしかるべきところに相談して、しかるべき方向を出してくれっということになりました。

そして、令和7年7月で農業委員改選になっておりますが、最後の6月7日ですか。7月6日ですか。前農業委員の平林農業委員の方からも同様な考えでございまして、加えて先程ありましたように今回は素人の農業者がやっていることではなくて、法人資格のある株式会社という法人格のある人がやっていることが極めて言葉を選ばなければ重要な犯罪に匹敵する相当のことは考えなければいけない。だけれども、保木野会長と同じように、照らした基準が無いので、再三再四求めているところですし、この顛末の方にもね、改めて資料としていただいているところなんですけれども。

客観的にはそういうことなんですけれども、主観的に考えますと、私ども常に地元として、何が公正で、何が基準だっ考えるときに、農業委員としての指針、社会的評価に対する株式会社Kのこれからの会社として法人としての立ち位置、色々なそして今までの農業委員会の見識について三者の立場を考えたときに、どこか平たい言葉で言えば、妥協線っというのが見いだせないままに来ておりますということで、今まで雨宮地区の判断が重ねておりましたけれどもとても重いこととございますので、是非お知恵をお願いいたします。

議長

他にご意見ありますか。

長浦委員

行政書士さんもね。農地法3条及び5条に感じはあるということはおっしゃってましたし、本人も理解してると。そういう中で違反転用に対する処置っということで。実はこれ、農林水産省の方からホームページに出ているもので。

本来であれば皆さんこれを承知してもらわないといけないんですけども。まず違反農地が見つかった場合、事案の調査、それから都道府県知事への報告。それから是正の指導をやらなきゃいけないってことになってるんですけども。その経過書の中にね。実際に行ったら、話聞いただけとかっていう内容で実際に知事への報告がされていますかね。

それから、この件についてもし報告がされていたら、どのようにしたらいいかっていうアドバイスは受けてらっしゃるんですか。

北村主任

今長浦委員がおっしゃっているのは、当時の申請の際にこれは違反転用じゃないのかっていう話になったときに、相手方の方にそういう流れにのっとった通知というか手続きを踏んでいいのかどうかっていうことですかね。

特段私の方でも前任の方からそのような引き継ぎはしておりませんで、過去のこの案件以外にですね。いくつか違反転用、事前着工は違反転用の一種ですけども、違反転用をやってしまいました。工事を始めてしまいましたというような案件は皆さん審議で資料をご確認されてると思いますけど、いくつかあると思います。

そういった過去のところと照らし合わせたっていうこともあって今まで顛末書で済んでるっていうのもあったんですね。

なので当時その時点で、前任の方がそういう書類というか通達を出さなかったっていうのは、もしかしたら過去の他の案件と同様に顛末書でまずお諮りするっていう判断のもと手続きを踏まなかったのではないかなと思います。

長浦委員

正式に指導とか勧告とかっていうことは全然してない段階で、転用しろっていうことを言えるのかなっていうふうの一つ私の観点からすると、きちっとした指導をしてきた上で、命令を出すって言ったら分かりますし、そういった指導が中抜けの状態、いざ転用だ。転用無視だって現状復帰だと言うことが言えるのかなっていうのが1点目の疑問です。

本来であれば、私とすれば無断転用なのだから現状復帰させたいっていう気持ちはあるんですけども。過去の事例からして、追認で認めてきている。私も推進委員になって5年目ですけど。ここまで進んだ事例っていうのは初めてなんですよ。今までは単に追認でOKだよというのがほとんどだったんだよね。

だから、ここまでやったっていうのは半田委員や鎌田委員の努力、事務局の努力があったものと私は思っています。

ただそういう中で、追認していいかどうかっていうのをまたホームページに出ているんですけど。追認理由として、一つ目はね。これが正式な届け出であった場合は、問題なく追認してもいいと。それからその農地今までやって事業を行ってきた中でね。農地への影響、他人様の土地、住宅とか環境悪化になるような特徴があったりとか、そういうものをまた慎重審議しなきゃいけないってなってるんです。実際にそういう苦情の事例もないという。

それから反省するタイプの紳士で、もっと私はもっとひどくて、怒鳴りつけるような人が来るのかなと内心ビクビクしてたんですけども。紳士な対応をするということもありましたからね。ここまでやったんだから、この先ね、実際にそれ以上の命令をしたときに、本来であれば、2年間継続審議の間にどういうことをやってきて、事業も遅れてしまったんだという農業委員会に対する問題もございまして、当然、命令等出した場合にはね。この命令に不服の場合は審査の件にするとかね。さらなる問題が生じてくるとそういったものを考えましてね。

本来では、違反だからっていう気持ちはあるんですが、もうここまでやったんだからね。本人も反省しているから書類だけを正式に整えさせて、この辺で幕引きにしてはどうかなっていうのは私の意見です。

櫻井委員

ちょっと聞きたいんですがいいですか。事務局に聞きたいんだけど、県の方は何て言ってるんですか。県に多分問い合わせしてると思うんですよ。その件については何かおっしゃってますか。

北村主任

県の方に確認させていただいたときには、県に相談するにあたって、もちろん事務局の方で、こういう方向でというふうに決定できる訳じゃないので。

当然皆さんのご意見をもとに決めさせてもらいたいんですけど。ただ事務局の方の考えとすれば、過去の法人のやったものを顛末書で通すっていうケースもありますので。

顛末書で通すのも一つの案ではないかと。

もう二つ目がいろいろ鎌田委員さんや半田委員さんの方で色々お考えいただいた中で、現状復旧というのも一つの手ではないかというふうに二つの案でどっち、今回の話なら三つ目の意見が出ればあれですけども、一応その二つの案件で県に相談はしてみました。

そのところ、正直県の担当者の方もそこまでね、実際今まで顛末書で出てきたものに関して、私の知る限りではこれなんで顛末書なんですとか。原状復帰じゃないですかっていうふうな問い合わせがあったことは私の知る限りでは一度も無いんですよ。

なので、色々こういう状況でこうなんですって話したときにお話した中で返答をすれば顛末書、我々と同じような認識といいますか、顛末書ってことであれば顛末書ですし。現状復旧っていうことであれば戻してから申請っていうのも一つというふうな話になってます。

櫻井委員

県も困ってるんだ。

北村主任

実際県の方から逆に問い合わせが来た案件といいますか。要はですね、令和6年の2月と12月に申請をしている案件ということで、通例の運用上ですね。当然総会の決定判断のもと意見書ということで進達をお持ちするわけなんですけども。事前審査ということで手続き上としては、総会を開く1週間ほど前に今月いただいた資料というのは県の方に書類を一通りお持ちしております。

なので総会を通る通らないを問わず、資料としては県の方に既に収まっている。その案件が今回割と長引いているということで、千曲市の場合許可権者が県、県の地域振興局になる訳なんですけれども、本庁の方から地域振興局の方に問い合わせがあったようでして。

私も今年度より着任です。今やり取りしている地域振興局の担当の方も新しく入った方でしたので。どういう案件ですかってようなお問い合わせいただいて経過の方を説明させていただいたところなんです。その後ちょっと何回か相談ということでお話をさせていただいている案件ではございます。

議 長

他に何かありますか？

滝沢委員

皆さんの意見をお聞きしていると、何か難しくて判断がつかないとかばっかりおっしゃられて。やっぱり農業委員としてですね。ここに来ていらっしゃる訳だから、ご自身の考えとして通すべきなのがいいかっていうことをはっきりおっしゃっていただいてもいいと思うんですよ。そうでないけど全然結論が出ないですよ。

議 長

というご意見がありましたので。

私なりにちょっと言わせていただくと、今日の時点ではただいまの滝沢さんの意見通り皆さんの意見をいただいたというふうには感じられないので、これを継続として、来月にまた審議したいと私的に思います。いかがでしょうか？

(異議なしの声あり)

長浦委員

事務局の方をお願いしたいんですけど。あの継続審議になっている過去の申請と今回の申請、二つまだ動いてるってことでいいんですかね。古いやつは取り下げして、新しいのが一本になったということでもいいんですかね。

北村主任

その通りです。

長浦委員

前のやつはずっと継続審議ってなっていて。

北村主任

計画が変わってないんですけど。①番の部分が令和6年の2月と12月に上がっているところで

ございます。12月終わりときの当時の継続になった理由としましては、その南側農地の扱いも一緒に上げるべきだということでありましたので今回その南側の農地も併せて出させていただくことにしました。

よって、①番の方は、結局資材置き場という目的で令和6年に申請いただいた内容と変わらないんですけれども、同じ事業者さんで一体を出していきなすということなので新たに申請をさせていただきます。

長浦委員

同じ土地について二つの案件が上がっているという状態が好ましいと私は全然思わない。本来であれば新しいのが出てきたら古いのは取り下げ申請させてこれは取り下げました。新たにこちらを出し直しましたということから審議を始めていかないと。二つのも並行して審議してくってというのは、それはもう、相手にすると行政しっかりしてくださいよっていう。意見に繋がりがかねない。

行政処分をしていく上ではね。それがまたネックになってくる場合もあるんで。

滝沢局長

取り下げは済んでいる。今回、3件まとめて出てきている。

長浦委員

取り下げ書は出てるんですね。

滝沢局長

出ています。

長浦委員

分かりました。

議 長

ということで、先程私が申し上げましたが、次回まで継続。

鎌田委員

今のこの言葉として知識不足で分からないんですけれども、継続審議で2441-①についてね。取り下げってということは、今までの経過は無しにして新規っていう扱いに変わるってことですか。そういう意味合いであれば、過去のことにね遡及することもできないし、考えを新たにするってことになるってことなんですか。

北村主任

経過が白紙になるという訳ではない。確かに一体で上がってくるっていうことで、過去のは取り下げて新しく出してもらったということですので。

実際に過去に上がっていた案件についての経過というのは、同じ目的、同じ土地、同じ申請者ということなので、そこを省略といいますかね。無かったということは出来ない。

鎌田委員

はい。承知しました。

議 長

まとめます。株式会社Kの案件につきましては、来月再度審議するということ。

「議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の採決をいたしたいと思ひます

北村主任

ちょっとその前に、よろしいですかね。

今継続の方向というふうになりますけれども。その継続の理由としましては、来月皆さんのご意見をという話で来月継続ということになります。来月にはそれで一応皆さんご意見集まって、その場で回答が出るということによろしいですか。

議 長

という前提で話をしないと来月も今月と同じようになっていっちゃうんじゃないかな。

北村主任

一つの懸念点としては、皆様とかの意見が仮にですけど皆さん今のお話、皆様からの意見がち

よっと難しい来月までにお考えいただく発言いただくということで、継続にしましょう。
では来月皆様からご意見をいただきました。
その結果出なくて、また来月というふうになりますと、私も事務局も当然中立の立場ではありませんので、委員さんの肩を持つ代理人さんの肩を持つという訳ではないんですけども。
本来であれば、今月通すのか。通さないのであればどういう理由かどうすれば進められるかというところに着地していただきたかったなというところがあるんですが。
もし皆さん御意見がまとまらないということで、来月、意見いただきますと、来月に継続した場合にその来月には結論が出るということは確実という解釈でよろしいですか。

議長 はい。私的にはそうせざるを得ない。

長浦委員 先程私はね、もう結論を先に言っちゃって忍び難きを忍びで受理していく方向でやればいいのかなど。ただ、文面としてまだ不正確な部分もあるから継続審議っていうかね。1回文章を全部直してもらって、来月再申請で問題無ければOK出したいと。
今月はちょっと顛末書やなんか指摘したとおり法令違反の文章が入っていたりして、問題無ければOK出したかったですけれども。
文法的に表現が悪かったりがあるから。そういう意味で、しっかり訂正してもらったのでね。正式に出してもらって。私の方はOK出したいと思っています。

議長 という意見も含めながら来月意見をいただきたいと思います。他にありますか。

鎌田委員 私も長浦委員と同じです。先程長浦委員の方から、株式会社Kに対してね。顛末書同意書のその他について修正を依頼してあるのだから、それを見てから判断っていうのが正当かと思いついて同じ意見です。

議長 はい。では、そういうことにいたします。ということでよろしいですね。
話が途中になりましたが、議案第48号の議案につきまして、雨宮以外は可決されました。
続いて、日程第7「議案第49号 中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平塚次長 (説明)

議長 説明が終わりましたので質疑意見をお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議長 進行の声がありましたので進行いたします。
「議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案の通り可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案の通り可決されました。
続いて日程8「議案第50号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付の承認申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長 (説明)

議長

ただいまの説明につきましてご意見ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

それでは議案第 50 号につきまして原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。原案の通り可決されました。

以上で本日の議事は全て終了となります。

続きまして、日程第 9. 報告事項を事務局から説明願います。

平塚次長
北村主任
北村主任
平塚次長

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への届出について
- (3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き（許可不要）による転用行為について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議長

報告事項につきましてご質問ご意見ございますか。よろしいでしょうか？

鎌田委員

すみません。私は雨宮地区の農業委員として滝沢局長にお尋ねをしたいことがあります。

議事録についての裁量につきましては、会長の記載するかどうかの判断にお任せします。

2 点についてお伺いをさせていただきます。

追加の資料で 2 月 24 日、担当委員により追加資料というまとまったものをお配りしました。最終のページのところに 2 月 2 日、株式会社 K の転用に関する協議という紙をお出しいただきたいと思います。

まず 1 点目なんですけれども、出席者から過去協議したが結論出ず解散になった。

このことをまずお話しさせていただきたいと思います。この作成はどなたがされたんでしょうか？

北村主任

私です。

鎌田委員

はい。お聞きしましたのはこんなことです。この文章につきましては、紙面の関係もあるので、北村さんの方で割愛した部分があるのは承知できます。なんですけれども。

途中のところ、K 行政書士の方で、施主に聞いてみるから終わりまして、過去協議したが結論出ずに解散となったというふうに記載されております。

実は K 行政書士さんが施主に聞いてみるっていうところの間には、北村さんは席を外されておりました。それで着席を 10 時 45 分頃にされたと思うんですが、この間に重大なことがありまして。先程、半田委員の方から社長について確認ありましたよね。

①の 2441 番地の現況回復に関する件と、南側の田んぼに関する件についてっていうところで、私どもの 3 者の認識では①の資材置き場におきましては、2441 番地については現況回復にする。というふうなことで、②の畑の部分については、その設備済みね、多額のお金がかかっていることだから現況回復については土下座してでも何でもするから免除して欲しいっていうような社長からの話がありました。

それについて記載されていないというのは想定しますのにこの場に平塚次長がおられました。

そんなところで、もしこれが内部的にですね。共有された文書であれば、当然平塚係長の方でここの空白の部分について物を申す機会があったと思うんですが。

局長、いかがでしょうか。この文書を皆さんに公開する事前に事務局内で周知、また情報の共

有というような場面はあったんでしょうか？

滝沢局長

申し訳ないんですが。全文を机上すると数ページになります。

鎌田委員

それは分かります。割愛してもいいというお話してます。

滝沢局長

今回のものは要約版ということで承認しています。

鎌田委員

はい。では、その話の中で、平塚係長は重大なる社長の意見というものを記載するというようなことはお考えにならなかったんでしょうか？

平塚次長

要約ですので。その部分は私も確認をさせていただきました。

鎌田委員

その場におられましたよね。

それで、この頃、この後で2月24日の日に私ども3名で伺いましたときに、北村さんに今回の打ち合わせ会議ですよ。

録音若しくはそういうものをされているかということで確認取りましたところ文字起こしはされているということであるので、全文を網羅した中で共有していれば、この社長の意向っていうのは今回のね。審議にも、社長がどこまでどういうことを思っているかっていうことが分かれば、審議、農業委員会の中でもね。

それをたたき台として、いいか悪いかとかね、どの辺っていうものが話せて。もっと効率的な話になったかと思うんですけども。そのようなお考えなんですね。

社長の意向を掲載しなかった部分についてです。

滝沢局長

実際に全文を皆さんにお配りしてもよろしいですか。かなり辛辣なご意見です。

鎌田委員

これから申し上げようと思っています。

滝沢局長

そういったことで私どもは要約版ということで承認しているんですよ。

鎌田委員

はい。私も前、今申し上げた通り紙面であるので制約があるから割愛することは構わないんだけども。社長の意向っていうことは、私どもの今回の審議に重要なポイントだと思いましたので、私的にはそこが不満でございました。局長のお考えは分かります。

2点目、皆さん情報共有していただきたいんです。

先程から委員さんの方にも櫻井委員さんの方からも、行政書士の方からね、圧力があつたんじゃないか。他の方からもそんな話がございました。

そのテープ起こしを見ていただくとあれなんですけど、皆様この文でいくとどこですかね。

滝沢局長

すいません。どう喝って話ですかね。

だとすれば全文を皆さんにお配りしないと全く理解されないです。

鎌田委員

はい。それで恫喝っていう言い方を今、局長の方にしていただきましたけれども。

下のところを見ていただくと、言い方に気を付けていただきたいっていうふうに私の方で申し上げました。

そのとき具体的には恫喝と言える今まで（審議を）伸ばしてきたっていうのは私どもに要因はないと思っているんですけども。ここまで伸ばされると事業、関わる人の死活問題に関わる株式会社Kを潰す気か。今日が駄目だったら俺はこの仕事はもう無しだとかっていうことを強い語気でおっしゃられました。

それでこの提案について私どもね、全然三者で討議していないので。私どもこれからどうすべきかっていうことが討議の時間をいただきたいということでいただきました。

それで、その後なんですけど11時までK社長の方へ行政書士が今日の話をしに行くということなのでその間にすでに私どものこの舗装を剥ぎ畑に戻してから申請すべきかという問いに対してね。答えを用意している間に、10時45分ぐらいの話に戻りますけれども。その前は土地改良区などのK行政書士がおっしゃるには、

その他の申請の仕事もあるので私は席を外すので三者で協議っていうような時間を持ちました。そうしましたら、10時45分頃にKさんが戻ってきました、社長が言うには、先ほどの繰り返しは言いませんけれども、その2者について返答したっていうふうなことがあります。

それでそのとき既にどうするんだということを求められました。間一髪入れずにというところで半田委員は大変申し訳ないんですが。皆さんここで痛みを共有していただきたいです。

この1回2回にわたるそれこそ恫喝とも言える言動と態度によって、半田委員は意識を失いまして、保健師3名を要する事態になりまして。

唐木委員 誰が言ったんですか。主語はだれが恫喝っぽい話をしたんですか。

鎌田委員 私が心情として言ってる感じです。

唐木委員 Kさんが。

鎌田委員 先程のようにね、死活問題だ。なんだかんだ株式会社倒産させるつもりかというようなことをおっしゃいます。

滝沢委員 よろしいですか。何て言いますかね。

この顛末を全て皆さんに資料として出すっていうことは、私は必要無いと思います。

それは当事者として、鎌田委員と半田委員とあと事務局といらっしゃった訳ですよ。

ですから、そういう状況をご存知であるならばそれを踏まえて、今回の事例をどうするべきか。

こういうことがあったんで私はこうしたいんだっていうことを審議の場でおっしゃっていただければよろしいんじゃないでしょうか？そうすれば皆さんがその意見が妥当だと。

そうじゃなかったら私はこうだっていうふうになるんで。

鎌田委員 今のご意見最もだと思います。でも私はね。

これは審議の場であって今から申し上げていることは心情的なことなのでその他の事項にしました。

心情的なことでも審議するっていうことが適切でなくて、私はまだ今言葉を途中ですけれども

次長にお聞きしたいのは、このような緊急入院をするような事態になっていながら、

この案件について、どのように株式会社Kに対して行政指導されたかっていうことについて伺いたくて、24日の日に北村さんに話ししまして、あのときの場面に2人いらしたんですけども。

どうしてそれをなだめるとかね。この場では不適切だっていうような言葉を発していただかなかったかということを確認しましたら、中立の立場ということでおっしゃられました。

それは最もなんですけれども人間的にこれだけ恫喝という言葉が適切かどうか分かりませんが、主観的に皆さんのお取りは違うと思うんですけれども。そのような状況に至っても、それはちょっと謹んでいただきたいっていうふうに農業委員は立場で話をしていますけれども、株式会社Kに依頼された行政書士がそれほどの威圧を持って言うことも適切ではないと思います。それについて話戻りますけれども。

2点目として、千曲市農業委員会の局長として行政指導などの対応をとられたかどうかを質問させていただきます。

滝沢局長 行政指導の意味合いですが。あなたに恫喝をしたっていう事実を皆さんが同様に認識しているならば、恫喝でいいと思いますけど。
受け取る側が恫喝と感じたからそれに対して行政指導しようって言われても、指導のしようがないんですよ。

長浦委員 すみません。ちょっといいですか。
恫喝の内容によりけりですけど、例えばね。無理やり許可しろと言った恫喝だったりすれば、これはもう農業委員の業務を妨害する。ましてや強要して許可を通すということは法律に違反する抗議ですよ。
その場合、すぐにできる対処法とすれば、要は我々特別職の公務員ですから、公務の執行に妨害されたということになれば、公務執行妨害、警察に通報すれば、もしそれが健康的な問題があったとすれば…。

滝沢局長 現にそういう事実があるとすればここに来ないですよ。

長浦委員 そういう事実はないの。ある？ それが事実。鎌田委員が言ったんだよね。

滝沢局長 ですから感情論っていう話になっちゃうとあれなので。その議事録を全部皆さんに読んでいただいて、どう判断するかっていうのを皆さんですよ。
誰がどんな発言をしたか、それが分からなければ、全く意味合いは出さないです。
鎌田さんが言っていることを皆さん感じられないでしょうから。

鎌田委員 もう一つお話加えさせていただきますと、この間の3名で、北村さんの方に伺ったときも推進委員の方から先程言いましたように、あの場でどうして押しとどまるような言動をしなかったっていう言動をしたのは、推進委員でございました。
ということで、もう一つの実情を申し上げますと、2月3日その会議をもった翌日に、午前9時ごろに私の自宅に株式会社Kさんが見えました。
我が家ではいつもインターホン越しにお客様に対応させていただきまして。お伺いしましたところ、株式会社Kで誤りに来たということなので。私の方からは、農業委員の公務のことでやっているの、公私混同はしたくないのでっていうことでお引き取りをいただいた経過がございます。
その後、後ろ姿を見ましたところ、白い袋のようなものをお持ちでございました。
そして後先になりますが、私の家はどうして分かったんですかっていうふうにお尋ねしましたところ、鎌田農業委員っていうことで、鎌田さんのお宅を端から数えて、それで訪ねたっていうふうに言われました。
この件については、おいでになったことを、農業委員会事務局と地元の農業委員で共有させていただきましたという経過がございます。
加えまして、私の親族に関わることです。

議長 すみません。端的にお願いします。

鎌田委員 私の後に半田さん鶴澤さんの方へ行こうと思っていたかどうかは推測の域を出ませんけれども、そういうような状況下に農業委員として置かれております。
そのときに先程もおっしゃられたように、私の私的な部分と法的な部分を越境した行為についてはご指導いただきたいというのが私の考えでございます。以上です。

議長 私の方からもちよっと意見もございませんが。

鎌田委員 いいです。お尋ねでしたので。大丈夫です。

平塚次長 (事務連絡)

北村主任 すみません。もう一点だけよろしいですか。
二転三転で戻ってしまって申し訳ないんですけど。もう一度確認をさせていただきたいと思
います。雨宮の8、9、10番が継続するようになったんですけども。その中で長浦委員さんと
鎌田委員さんからの方から文書の方に指摘事項があってそれを見てから判断ということなん
ですけども、来月の展開っていうのが行われるであろう展開が私の中で二つあって。ど
ちかのかを皆様にお聞きしたいんですけど。
後半に出てきた顛末書を直していただいて出してもらって良しとする方向なのか、それ
とも、それを出してもらいつつ皆様の意見も来月までにお考えいただいて、それと照らし
合わせてそれで通すのか。文書と意見を照らし合わせてこれはこういう措置。例えばそ
の現状復旧が必要だってなればその判断で継続ということで4月にまた持ち越しになる
可能性があるのか。そのどちらかのかってところはお聞きしたいんですけども。

滝沢委員 それはそのときにならないと分かんないんじゃないですか。

北村主任 分かりました。一応文書見てもらって、意見をすり合わせてということでよろしい
ですか。

唐木委員 それは事務局がどっちかに今したいんですか。

北村主任 説明するにあたって、どういう方針か継続になった理由は申し上げないといけ
ない。
文章を求めるってことであればそれもお伝えをしないといけないので。その方
針も伝えなきゃいけないので事務局としては明確にしたいということでござい
ました。
以上です。失礼しました。

議　　長 以上で本日の日程を全て終了といたします。
2月の総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[閉会] 午後 12 時 15 分